

定 款

電 氣 興 業 株 式 會 社

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）当会社は、電気興業株式会社（英文ではDKK Co., Ltd.）と称する。

第 2 条（目的）当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気通信施設の設計、建設、改修及び保守工事の請負並びに電気通信施設用アンテナその他部品の製造販売
- 2 送電鉄塔、建築鉄骨、その他鉄構及び建物の設計、製作及び建設
- 3 建設、荷役の機械器具、電気機械器具その他機械器具の製造販売及び設備工事
- 4 高周波応用装置及び高周波熔接パイプの製造販売並びに高周波熱処理
- 5 医療用具及びヘルスケア用品の製造販売
- 6 各種設備及び製品の貸付
- 7 不動産の売買及びその他これに関連する各種事業
- 8 再生可能エネルギーに関する事業
- 9 情報・通信・放送サービスの提供及び受託業務並びに関連設備機器の管理運営及び保守業務
- 10 光学機器、精密機器の製造販売及びこれらを用いたサービスの提供
- 11 ソフトウェアの製作及び販売
- 12 農林水産業及び農林水産物の加工、販売
- 13 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託
- 14 各種事業に対する投資
- 15 前各号に付帯関連する事業

第 3 条（本店の所在地）当会社は、本店を東京都江東区に置く。

第 4 条（機関）当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第 5 条（公告方法）当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）当会社の発行可能株式総数は、5,600万株とする。

第7条（単元株式数）当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）当会社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及びその手数料並びに株主の権利行使の手続については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（招集）定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

第13条（基準日）当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（電子提供措置等）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（株主総会の議長）株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

第16条（株主総会の決議）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但し、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数及び選任）当会社に、取締役11名以内を置き株主総会の決議によってこれを選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第19条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって社長1名を選定する。

第21条（取締役会規程）取締役会に関する事項は、法令及び定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第22条（取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

第23条（取締役会の決議方法）取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（相談役）当会社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。

第25条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役の責任免除）当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

前項のほか、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第27条（監査役の数及び選任）当会社に、監査役4名以内を置き株主総会の決議によってこれを選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条（**監査役の任期**）監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（**常勤監査役**）監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第30条（**監査役会の招集通知**）監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

第31条（**監査役会の決議方法**）監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第32条（**監査役の報酬等**）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第32条の2（**監査役の責任免除**）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

前項のほか、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

第33条（**会計監査人の選任**）会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条（**会計監査人の任期**）会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第35条（**会計監査人の報酬等**）会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第36条（事業年度）当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当等の決定機関）当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第38条（剰余金の配当の基準日）当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第39条（配当金の除斥期間）配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

（附則）

（本店所在地変更の効力発生日）

第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

1950年6月1日制定	1981年8月28日改正	2006年6月29日改正
1951年11月29日改正	1982年8月30日改正	2007年6月28日改正
1959年11月28日改正	1986年8月29日改正	2009年6月26日改正
1960年11月30日改正	1988年8月30日改正	2013年6月27日改正
1963年5月31日改正	1991年8月29日改正	2017年10月1日改正
1964年5月30日改正	1994年6月29日改正	2019年6月27日改正
1965年5月29日改正	1998年6月26日改正	2020年6月27日改正
1969年11月29日改正	2002年6月27日改正	2022年6月29日改正
1972年11月28日改正	2003年6月27日改正	2023年6月29日改正
1974年11月30日改正	2004年6月29日改正	2025年6月27日改正
1977年8月30日改正	2005年6月29日改正	